

公益財団法人鳥取県スポーツ協会
親子 de スポーツ推進事業（競技団体向け）補助金交付要領

- 1 目的 競技団体が親子向けのスポーツ教室や体験会を開催し、多忙感を抱く子育て世代が身近な地域において、親子で気軽にスポーツと接する環境をつくることを目的とする。
- 2 主管 公益財団法人鳥取県スポーツ協会加盟の競技団体
- 3 事業内容 親子で一緒に楽しめるスポーツ教室や体験会、大会等を開催する。
- 4 実施競技 申請のあった競技
- 5 参加対象 高校生以下の子どもとその保護者（祖父母等の親族も可）とする。
- 6 補助経費 ① 1 事業（1 回）につき、5 万円を上限とする。
② 当該年度において、原則 1 競技団体 30 万円を上限とする。
- 7 対象経費 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。
- 8 留意事項 ① 対象経費基準については別表を参照すること。
② 予算の範囲内で事業を実施するため、ご希望に添えない場合があります。
- 9 提出期限 申 請 書：第 1 次締切・・・令和 5 年 5 月 18 日（木）必着
※予算額を上回る募集があった場合は、協議後別途連絡します。
以 後・・・事業開始 15 日前必着
変更承認申請書：事業開始 15 日前必着
報 告 書：事業終了後（予定していた全事業）30 日以内または当該年度の 3 月 31 日いずれか早い日必着
- 10 提出書類 申 請 書：様式第 1 号、様式第 2-1 号、様式第 3-1 号
変更承認申請書：様式第 5 号、様式第 2-1 号、様式第 3-2 号
報 告 書：様式第 6 号、様式第 2-1 号、様式第 2-2 号、様式第 2-3、様式第 3-1 号
領収書（証拠書類）の写し
請 求 書：概算払いの場合、様式第 4 号に交付決定通知書の写しを添えて提出
精算払いの場合、様式第 4 号に額の確定通知書の写しを添えて提出

※様式第 2-2 号、様式第 2-3 については、報償費、旅費、食糧費が発生する場合に限る。

【 別 表 】

公益財団法人鳥取県スポーツ協会
親子 de スポーツ推進事業（競技団体向け）補助金対象経費基準

費 目		内 容	対象経費
報償費	謝 金	講師・指導者・役員 審判等運営者に 対する謝金	・謝金は1回/1人3,000円を補助対象の上限とする。 ※謝金支払いの場合は、様式2-2号を使用すること。
旅 費	交 通 費	公共交通機関 燃料費、高速代等	・交通費は自宅から会場地までの移動費を補助対象とする。 ・交通費をkmで計算する場合は、25円/1kmで計算をすること。
	宿 泊 費	講師・指導者・役員 審判等運営者に対する 宿泊費	・1泊2食付き8,200円を補助対象の上限とする。 ※宿泊が素泊りもしくは1泊朝食付の場合は、上限額の範囲内で朝食 代・夕食代を含めることが出来る。ただし、その場合は朝食700円、 夕食1,500円を補助対象の上限とする。
需用費	消 耗 品	運営に係る消耗品	・単価100,000円未満の消耗品を補助対象とする。
	印刷製本費	印刷代 チラシ代等	
	食 糧 費	昼食代、飲料代	・昼食代は990円（税込み）を補助対象の上限とする。 ・飲料については、水、お茶、スポーツドリンク、熱中症対策飲料のみ を対象とする。
役務費	通信運搬費	郵送代 機材運搬費	
	手 数 料	振込手数料 駐車場代等	
	保 険 料	スポーツ安全保険加入 イベント保険加入料	
使用料及び賃借料		施設使用料 設備・機材借上料	